

2024年3月14日

被保険者各位

石原産業健康保険組合

被扶養者異動手続きについて

新年度を迎えるにあたり、次に該当する被扶養者は石原産業健康保険組合（以下健保組合）の資格を喪失しますので、該当する場合は事実発生日に扶養から外す手続きをお願いいたします。

1. 対象者
 - ①学校を卒業、就職して別の健康保険（組合・協会）の被保険者となった
 - *「卒業後無職無収入」・「学校を中退」の場合は、証明書類提出の必要がありますので健保組合までご連絡願います。**
 - ②パート・アルバイトで勤務していたが、雇用契約の変更等により収入が増加し、被扶養者に該当する基準額を超えた、または超える予定である。（月額 108,334 円を超える収入）
 - ③正社員になり、別の健康保険（組合・協会）に加入した。
2. 手続き

被扶養者届に必要事項を記入の上、健康保険証を添えて各事業所の人事・労務担当者経由で提出してください。
（用紙は健保ホームページに掲載しています）
3. 提出期限

異動の日より 5 日以内
*提出の遅い方が散見されますのでご注意ください
4. ご注意
 - ・お手元の当健保の健康保険証については、喪失日以降はご使用になれません。
 - 喪失後、当健保の健康保険証で医療機関に受診された場合、健保負担分（7割）を請求させていただきます。

対象者*について

16 歳（義務教育終了後）以上、60 歳未満（配偶者、学生、障害者を除く）の方は就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。このため、被扶養者になるためには書類の提出により就労できない状態にあることを証明し、被保険者が扶養しなければならない状態にあることを立証することが必要です。